

## 国民健康・栄養調査における水銀血圧計の取扱いについて（案）

## 1. 背景

- 2013年10月に「水銀に関する水俣条約（以下、「水俣条約」という。）」が採択され、血圧計を含む水銀添加製品について、2020年までに、製造、輸出、輸入を原則禁止することが盛り込まれた。
- これを受けて、日本では、本条約を国内で実施するための措置等を講ずる「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下、「水銀汚染防止法」という。）」が2015年6月に公布され、その上で2016年2月に水俣条約を締結した。
- 2017年5月18日付けで、水俣条約の締約国数が50か国に達し、規定の発効要件が満たされたため、本条約は同年8月16日に発効。本条約の発効を受け、水銀汚染防止法が、一部を除いて2017年8月16日に施行された。
- また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等が2017年6月2日に公布、その一部が同年10月1日に施行され、水銀を含む廃棄物に関する処理方法及び処理基準等が強化された。

## 2. 現状

- 国民健康・栄養調査では、測定法や機器による測定誤差を防ぐために、調査必携において、「リバロッチ水銀血圧計を使用すること（水銀柱に直接目盛りが入っているものが望ましい）」と示している。
- 日本高血圧学会では、「日本高血圧学会水銀血圧計ワーキンググループ提言（日医雑誌 145(3), 511-515, 2016）」の中で、水銀血圧計に代わる血圧計として、長期的調査では水銀柱を模した液晶画面が表示される、いわゆるハイブリッド血圧計を使用することを推奨している。

## 3. 今後の方針（案）

- 水銀血圧計を取り巻く状況を踏まえ、水銀血圧計に代わる新たな血圧計を導入する。
- 導入時期は、自治体への周知期間等を勘案して2019年調査からとし、2018年調査では、引き続き水銀血圧計を用いる。
- 新たに導入する血圧計については、現行の水銀血圧計による聴診法との継続性、比較可能性、機器の精度の観点から決定する。